

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和3年6月10日

筑後市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				筑後市江口、万才集落地先	無	H31年度～R5年度	江口・万才農地・水保全委員会
○				筑後市津島東集落地先	無	H31年度～R5年度	津島東環境保全委員会
○				筑後市熊野、蔵数集落地先	無	H31年度～R5年度	筑後北部環境保全委員会
○				筑後市上北島集落地先	無	R3年度～R7年度	上北島環境保全委員会